

第5章 介護保険料の算出

第5章 介護保険料の算出

1 第1号被保険者の保険料の考え方

(1) 給付と負担の関係

65歳以上の第1号被保険者の保険料は、市町村ごとに決められ、その額は市町村の被保険者が利用する介護サービスの量を反映した金額になります。

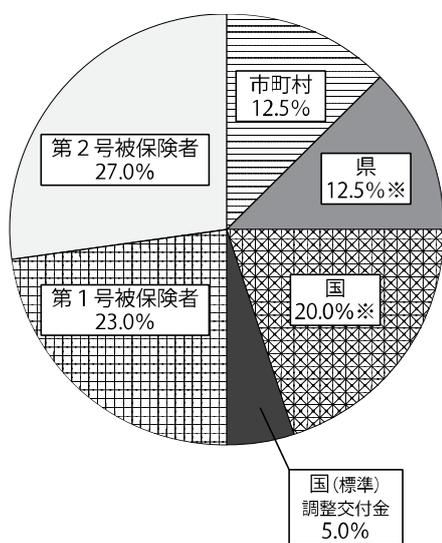
保険料は、計画期間中のサービス利用見込量に応じたものとなり、その結果、サービスの利用量が増えれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることになります。

(2) 第1号被保険者の負担割合

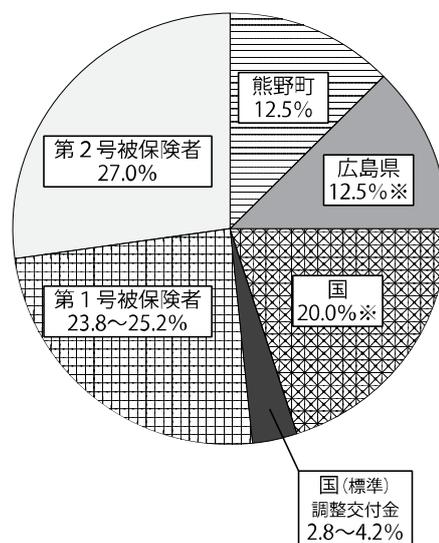
保険から支払われる標準給付費見込額については、その半分を国、広島県及び本町が公費で負担し、残り半分を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40歳から64歳までの人)で負担します。

なお、この第1号被保険者負担割合については、市町村ごとに後期高齢者加入割合補正係数、所得段階別加入割合補正係数によって調整されます。

介護保険事業の財源構成



熊野町の介護保険事業の財源構成



第1号被保険者負担割合 = 23% × 後期高齢者加入割合補正係数 × 所得段階別加入割合補正係数

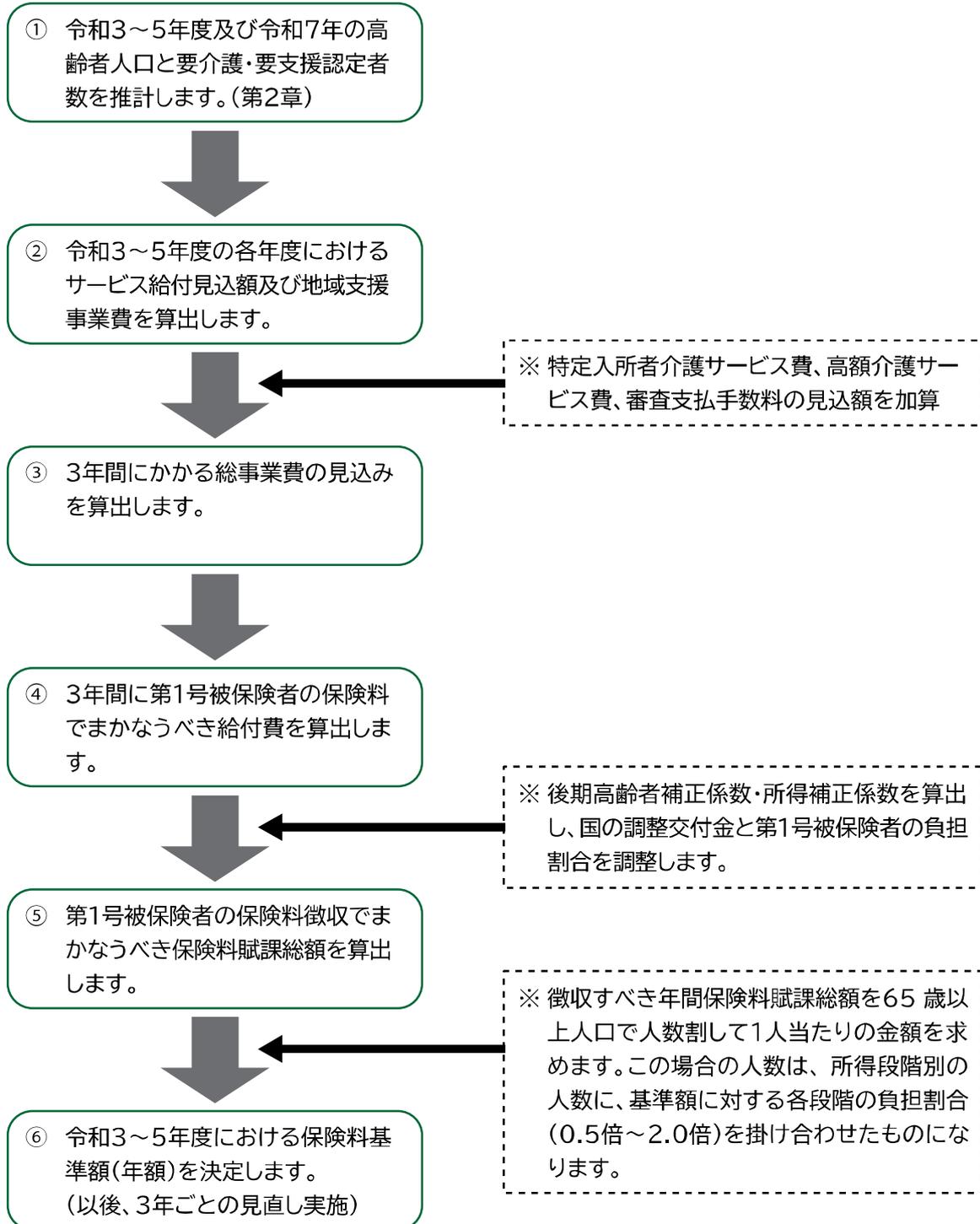
※施設利用分は県 17.5%、国 15.0%の財源構成となります。

2 介護保険料の算出

算出方法

令和3年度から令和5年度の3年間にかかる総費用を基準として、保険料の算出を行います。

【介護保険料算出フロー】



3 標準給付費の見込み

総給付費に、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加算して標準給付費を算出します。令和3年度から令和5年度における標準給付費の見込額は、次のようになります。

標準給付費の見込額

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
総給付費(円)*	2,136,435,000	2,213,699,000	2,280,029,000	6,630,163,000
特定入所者介護サービス費等(円)	75,584,738	79,052,467	81,462,246	236,099,451
高額介護サービス費等(円)	35,499,643	36,638,142	37,754,992	109,892,777
高額医療合算介護サービス費等(円)	532,757	557,199	574,184	1,664,140
算定対象審査支払手数料(円)	1,645,272	1,720,764	1,773,252	5,139,288
標準給付費見込額(円)	2,249,697,410	2,331,667,572	2,401,593,674	6,982,958,656

*総給付費は、処遇改善に伴う介護報酬改定に伴う財政影響額を反映したものです。

4 地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業費の構成

地域支援事業の構成は、①介護予防・日常生活支援総合事業、②包括的支援事業、③任意事業に大別されます。

【地域支援事業】

①介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 一般介護予防事業

②包括的支援事業

- 地域ケア会議の充実
- 在宅医療・介護の連携推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの基盤整備

③任意事業

- 介護給付適正化事業
- 介護者への支援 など

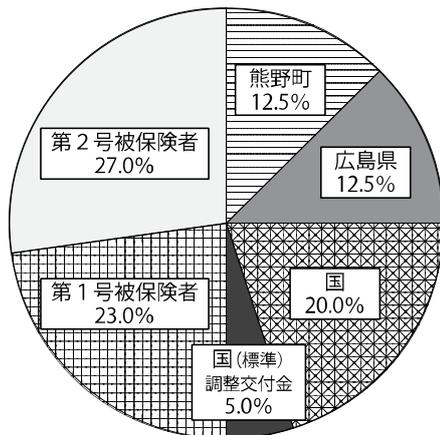
(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費の見込額

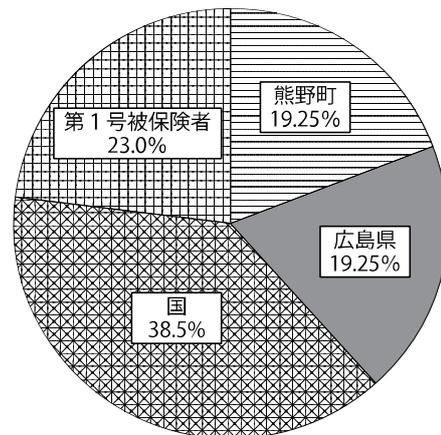
区分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	合計
地域支援事業費(円)	102,920,026	104,624,872	106,530,168	314,075,066
介護予防・日常生活支援総合事業費(円)	54,303,956	55,942,999	57,414,102	167,661,057
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費(円)	41,877,752	41,877,752	42,219,752	125,975,256
包括的支援事業(社会保障充実分)(円)	6,738,318	6,804,121	6,896,314	20,438,753

地域支援事業の財源構成

①介護予防・日常生活支援総合事業



②・③包括的支援事業及び任意事業



5 第1号被保険者の保険料基準額

(1) 第1号被保険者の保険料基準額の算出方法

第1号被保険者の保険料基準額は、基本的に次の式で算出されます。

$$\text{保険料基準額} = \left((A + B) \times C + D + E - F \right) \div G \div H$$

A 標準給付費

B 地域支援事業費

C 第1号被保険者負担割合(23%)

D 調整交付金差額(調整交付金相当額－調整交付金見込額)

↑
(標準給付費＋介護予防・日常生活支援総合事業費)×5%

E 財政安定化基金拠出金(0.0%) ※本計画期間の保険者からの拠出はありません。予定していた保険料収納率を下回る、予想を上回って給付費の増大が生じるなどを理由として財源不足が生じる場合に、介護保険財政に生じる赤字、またはこの赤字を埋めるための一般会計からの繰り入れを回避させ、保険財政の安定化を図ることを目的として、必要な資金の交付や貸付を行うため、「財政安定化基金」が設置されています。

F 準備基金取崩金額

G 予定保険料収納率(99.35%)

第1号被保険者保険料の収納率の予測

H 3年間の所得段階補正後第1号被保険者数

(2) 第1号被保険者の保険料算定

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費(円) ①	2,249,697,410円	2,331,667,572円	2,401,593,674円	6,982,958,656円
地域支援事業費(円) ②	102,920,026円	104,624,872円	106,530,168円	314,075,066円
介護予防・日常生活支援総合事業費(円) ②a	54,303,956円	55,942,999円	57,414,102円	167,661,057円
包括的支援事業・任意事業費(円) ②b	41,877,752円	41,877,752円	42,219,752円	125,975,256円
包括的支援事業(社会保障充実分)(円) ②c	6,738,318円	6,804,121円	6,896,314円	20,438,753円
第1号被保険者負担額(円) (①+②)×23% ③	541,102,010円	560,347,262円	576,868,484円	1,678,317,756円
調整交付金相当額(円) (①+②a)×5% ④	115,200,068円	119,380,529円	122,950,389円	357,530,986円
調整交付金見込額(円) ⑤	64,973,000円	87,864,000円	105,246,000円	258,083,000円
調整交付金との差額(円) ④-⑤ ⑥	50,227,068円	31,516,529円	17,704,389円	99,447,986円
準備基金取崩金額(円) ⑦				55,400,000円
第1号被保険者保険料収納必要額(円) ③+⑥-⑦ ⑧				1,722,365,742円
予定保険料収納率(%) ⑨				99.35%
所得段階別補正後第1号被保険者数(人) ⑩	8,516人	8,450人	8,395人	25,362人
第8期第1号被保険者保険料基準年額(円) ⑧÷⑨÷⑩				≒68,355円

(3) 所得段階及び保険料基準額の設定

■所得段階別第1号被保険者の保険料

階層区分	課税状況		本人所得状況	割合	保険料 (年額)		
	本人	世帯					
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 又は生活保護の受給者	0.5 (0.3)	34,177 円 (20,506 円)		
			のそ課 合の税 計他年 の金 合収 計入 所額 と 金額			80万円以下	
			80万円超～120万円以下				
第2段階	非課税	非課税	120万円超	0.75 (0.5)	51,266 円 (34,177円)		
第3段階			課税	課税	80万円以下	0.75 (0.7)	51,266 円 (47,848円)
第4段階					80万円超	1.00	68,355 円
第5段階 (保険料基準額)	課税状況	課税	合計所得金額の合計	1.15	78,608 円		
第6段階			120万円未満	1.30	88,861 円		
第7段階			120万円以上～210万円未満	1.50	102,532 円		
第8段階			210万円以上～320万円未満	1.70	116,203 円		
第9段階			320万円以上～400万円未満	1.90	129,874 円		
第10段階			400万円以上～600万円未満	2.00	136,710 円		
第11段階			600万円以上				

※()内は、公費を投じて行う保険料軽減措置後の割合及び保険料年額です。

※第8期の保険料の算定に使用する「その他の合計所得金額」は、給与所得が含まれており、所得金額調整控除の適用がない場合、その金額から10万円控除した金額となります。また、所得金額調整控除の適用がある場合は、当該控除額を加えた額から10万円控除した額となります。

※第8期の保険料の算定に使用する「合計所得金額」は、給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、その合計額から10万円控除した額となります。